

耐火構造の構造方法を定める件

平成十二年五月三十日

建設省告示第千三百九十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第七号の規定に基づき、耐火構造の構造方法を次のように定める。

第三 床の構造方法は、次に定めるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 令百七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準(第一号にあっては、通常の火災による火熱が二時間加えられた場合のものに限る。)に適合する床の構造方法は、次のイから八までのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが十センチメートル以上のもの
ロ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が八センチメートル以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが五センチメートル以上のもの

ハ 鉄材の両面を塗厚さが五センチメートル以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)

二 令百七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準(第一号にあっては、通常の火災による加熱が一時間加えられた場合のものに限る。)に適合する床の構造方法は、次のイから八までのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さが七センチメートル以上のもの

ロ 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚が五センチメートル以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが四センチメートル以上のもの

ハ 鉄材の両面を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網モルタル又はコンクリートで覆ったもの(塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。)

第五 令百七条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造とすることとする。

一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

二 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造

- 三 鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルでふいたもの又は鉄網コンクリート、鉄網モルタル、鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入ガラスで造られたもの
 - 四 鉄筋コンクリート製パネルで厚さ四センチメートル以上のもの
 - 五 高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル
-

附 則

- 1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
 - 2 昭和三十九年建設省告示第千六百七十五号は、廃止する。
 - 3 この告示の施行の際現に存する建築物の部分で、この告示による改正前の昭和三十九年建設省告示第千六百七十五号に適合しているものについては、この告示の施行後も、なお耐火構造であるものとみなす。
-

平成 19 年 5 月 17 日

国土交通省 告示・通達データベースシステムより抜粋

http://www.ktr.mlit.go.jp/notice/koj_search.html